

# 届出保育施設をお申込みの方へ

## 須恵町 施設等利用給付認定（幼児教育・保育の無償化にかかる申請）のお知らせ

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。届出保育施設を利用している児童が無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※この案内をよくご覧になり内容を確認したうえで、お申込みください

提出期限：令和7年2月21日(金)（原則として利用開始日前の申請が必要です。）

（期限後も随時受付しますので、速やかに申請してください。）

提出先：須恵町役場子育て支援課 役場1階4番窓口

### （１）無償化の対象となる園児 ※1～3または1.2.4の要件に該当すること

1. 施設利用日において須恵町に住民登録をしている
2. 認可保育所や認定こども園等を利用できていない
3. 3歳児クラス～5歳児クラスの園児で須恵町から「保育の必要性の認定」を受けている
4. 0歳児クラス～2歳児クラスの園児で須恵町から「保育の必要性の認定」を受け住民税非課税世帯である

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| 令和7年4月～8月分の利用料     | 令和6年度市町村民税額（令和5年中の収入に基づく） |
| 令和7年9月～令和8年3月分の利用料 | 令和7年度市町村民税額（令和6年中の収入に基づく） |

#### 保育の必要性とは

無償化の対象となるためには、「認可保育所の入所要件同等の保育の必要性の認定」が必要です。

| 保護者等の状況（保育の必要性の事由）                                    | 期 間                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護者が家庭内外を問わず、就労しているとき<br>（月64時間以上）                    | 最長で就学前まで                                                                                                  |
| 妊娠中であるか、または出産後間もないとき                                  | 出産月の前後2か月以内                                                                                               |
| 保護者のうちどちらかが育児休業中のとき<br>（申込児童が令和7年4月1日現在、3歳児以上である場合のみ） | 育児休業中の対象となる子どもが1歳になる月の末日まで<br>（ただし、育児休業の対象となる子どもが認可保育園への入園申込で定員超過等により待機になり育児休業延長の場合1歳6か月（再延長2歳）になる月の末日まで） |
| 保護者の疾病・負傷・精神または身体の障がいのために保育が困難なとき                     | 療養を必要としなくなるまで                                                                                             |
| 同居の親族が長期にわたり疾病・負傷・障がいの状態にあるため常時介護・看護しているとき            | 同居の親族が介護・看護を必要としなくなるまで                                                                                    |
| 保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練含む）しているとき                        | 通学期間中                                                                                                     |
| 保護者が仕事を探している（求職中）のとき                                  | 施設利用開始後1か月以内の就業が条件                                                                                        |
| 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっているとき                           | 必要な期間                                                                                                     |
| 虐待やDVのおそれがあるとき                                        | 必要な期間                                                                                                     |

### （２）無償化の対象となる料金等について

- ・無償化の対象は、「保育料」です。 ※通園送迎費、食材料費、行事費など ⇒ 無償化対象外
- ・3歳児クラス～5歳児クラスの園児は月額37,000円を上限、  
0歳児クラス～2歳児クラスの園児は月額42,000円を上限として無償化されます。
- ・対象となる施設は、県へ届出をした届出保育施設（認可外保育施設）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業です。

### (3) 認定区分及び申請（必要書類）について

#### ① 令和7年4月以降の入園希望で認可保育所へ申込みをした方（4月以前の申込みは該当しません）

例）認可保育所等を申込み、すでに教育・保育認定を受けている方

- ◆ 「須恵町令和7年度認可保育所等申請済確認書」
- ◆ 認可保育所申請の際、町へ提出した就労証明書の内容等に変更がある場合は最新の「就労証明書」

#### ② ①以外の方（認可保育所等を申し込まず、直接、届出保育所を利用される方など）

- ◆ 新2号認定（平成31年4月2日生～令和4年4月1日生）⇒下記表の**1～6**の書類
- ◆ 新3号認定（令和4年4月2日生～）⇒下記表の**1～7**の書類

|   |                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 保育利用認定<br>子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書<br>(法第30条の4第2号・第3号)                                                                                                                                                                                                   | ※お子さん1人につき1枚必要です。<br>記入例を参考にご記入ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2 | 保護者(申請者)のマイナンバー確認書類(写し)                                                                                                                                                                                                                                | 例：マイナンバーカード裏面（番号記載面）、<br>通知カード                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 3 | 申請児童のマイナンバー確認書類(写し)                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 4 | 保護者(申請者)の本人確認書類(写し)                                                                                                                                                                                                                                    | 例：マイナンバーカード表面（顔写真付）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など ※1                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 5 | 保育を必要とすることを証明する書類<br>(①～⑦のうち該当するもの)<br><br>※保護者（父・母）の書類がそれぞれ必要です。<br>(2名以上申請する場合は世帯に1部で可)<br><br>※ア～エの書類は須恵町指定の様式があります。<br>配布窓口（子育て支援課）へお申し出ください。<br><br>※様式は須恵町ホームページからダウンロードも可能です。<br>(ライフシーンから探す⇒子育て⇒育児(未就学児)⇒サポート(未就学児)⇒幼児教育・保育の無償化に係る認定申請手続きについて) | ① 会社勤務・自営業等・復職予定・育児休業中<br>「ア. 就労証明書」<br>※自営の場合は、自営をしていることがわかる資料を添付。復職予定の場合、復職予定日を記入。<br><br>② 産前産後の利用希望 出産予定日が記載されているものの写し（補助券など）<br><br>③ 疾病・負傷中 「イ. 医師の診断書」<br><br>④ 同居の親族の介護・看護 「ウ. 介護(看護)状況申立書」と状況が詳しくわかる資料<br><br>⑤ 災害復旧 「罹災証明書」と「申立書」<br><br>⑥ 就学 「在学証明書」又は「学生証の写し」<br>※時間割などの就学時間と在学期間がわかるものを添付<br><br>⑦ 求職中 「エ. 就労誓約書」 |
| 6 | 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書                                                                                                                                                                                                                                  | 認可保育所等の申込みをしなかった理由を記入                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 7 | 〈該当者のみ〉<br>父母及び生計中心者のマイナンバー確認書類(写し)                                                                                                                                                                                                                    | 2以外に該当する方がいる場合のみ<br>確認書類の例は2と同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

※1 顔写真が付いていない公的証明書（健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書など）の場合は2点必要となります。

**(注意)** 申請後勤務先等変更があった場合は、速やかに新たな就労証明書等を提出してください。  
いずれの証明においても、内容が虚偽であった場合には無効となります。

## 【重要】注意事項・その他

### 無償化部分のお支払いについて

保育料については、先に保護者から園へお支払いいただき、3か月に1回、町から保護者へ無償化部分をお支払いする「償還払い方式」で行います。保護者から町へ請求書を提出いただいた上で請求者(保護者)の口座へ返金します。請求の際、園発行の領収書が必要となりますので、必ず保管をお願いします。  
※認定保護者名義と異なる振込先を指定する場合は、委任状が必要になります。

| 対象月      | 保護者から町への提出締切 | 町から保護者へ振込予定 |
|----------|--------------|-------------|
| 4月～6月分   | 7月末          | 8月末         |
| 7月～9月分   | 10月末         | 11月末        |
| 10月～12月分 | 1月末          | 2月末         |
| 1月～3月分   | 4月末          | 5月末         |

### 支給認定について

- ①施設等利用給付認定を受けていない児童は無償化の対象とならないため、必ず認定申請を行ってください。  
また、申請日より遡って認定することができないため、**必ず利用開始前に**認定申請を行ってください。
- ②届出保育利用料の無償化対象となるのは、施設等利用給付認定の新2号及び新3号認定を受けた児童です。
- ③施設等利用給付認定期間外は、請求をされても無償化の対象外となります。

### 施設等利用給付認定申請について

- ①申請後(利用開始後)に提出内容に変更が生じる(た)場合  
状況に変更が生じる(た)場合は、速やかに園へ届け出てください。  
\*特に町外への転出・転入は利用費の支給に影響します。異動することが決まり次第必ず連絡をお願いします。
- ②勤務状況等の確認について  
新2号、新3号認定は継続して要件を満たしていることが条件です。そのため、要件に該当しなくなる場合は無償化の対象外となるため、変更届を提出してください。  
また、要件に該当しているかを確認するため、定期的に現況調査があります。  
なお、実際の勤務状況等が、提出された就労証明書等の内容と著しく異なる場合や虚偽の届出と判断される場合は、認定の取り消しや給付の返還を求めることがあります。

### 各種届出について

- 下記の状況のときは届出が必要です。届出書類については在籍の園または子育て支援課へお申し出ください。  
\*「施設等利用給付認定・変更申請書」を提出する手続きは、必ず状況が変わる前に届出てください。

| 状 況                                   | 必要な届出                                |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 退園するとき                                | 施設等利用給付認定変更届                         |
| 新2号、新3号認定中に保育の必要性の要件に該当しなくなったとき（退職など） | 施設等利用給付認定変更届                         |
| 須恵町外から転入するとき                          | 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書<br>様式に応じた必要書類 |
| 須恵町外に転出するとき（認定取り消し）                   | 施設等利用給付認定変更届                         |
| 保護者や児童の氏名が変わるとき                       | 施設等利用給付認定変更届                         |
| 児童と生計を同じくする保護者が変わるとき                  | 施設等利用給付認定変更届                         |
| 須恵町内で転居したとき                           | 施設等利用給付認定変更届                         |



【お問合せ】

須恵町教育委員会 子育て支援課

住所 糟屋郡須恵町須恵 7 7 1

電話 0 9 2 - 9 3 2 - 1 4 5 9

FAX 0 9 2 - 9 3 3 - 6 6 2 6